

宮崎市上下水道局告示第31号

このことについて、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和2年5月13日

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮本 兼治

1 工事名等

工 事 名	合流地区管渠改築工事（2-1工区） ⇒以下「本工事」という。
工 事 場 所	宮崎市北高松町
工 期	令和2年10月30日
公 表 金 額	70,930,000 円（予定価格×100/110）
最 低 制 限 価 格	有り
工 事 概 要	No.348 ボックスカルバート □2410×1610 管路延長 L=59.8m 更生延長 L=59.8m
建設リサイクル法	非対象
契 約 番 号	50030

2 本工事に係る担当課

入 札 事 務	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課 TEL 0985-21-1725 FAX 0985-23-5517
契 約 事 務	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局 管理部 総務課 TEL 0985-26-7506 FAX 0985-24-1047
工 事	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局 下水道部 下水道整備課 TEL 0985-26-7657 FAX 0985-24-1047

3 応募資格要件

本工事の条件付一般競争入札に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
②	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
③	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること。
④	民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく強制換価手続を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
⑤	本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
⑥	入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。
⑦	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎市内に有すること。
⑧	本工事の開札時点において、宮崎市（上下水道局を含む。）が発注した下水道管渠維持補修工事（総務部契約課において入札を執行したものに限る。）で完了（完成検査に合格したもの。）していない工事の合計金額が、6,000万円を超えていないこと。 ※共同企業体の構成員として落札した工事を含む。 ※令和元年度以前に受注した工事を含む。 ※本工事の開札時点までに執行された入札において落札者又は落札候補者となった工事を含む。
⑨	令和元年度宮崎市競争入札参加資格者名簿（市内）において下水道管渠維持補修工事部門に登載されている者で、建設業法第3条第1項の規定に基づく土木工事業又はとび・土工工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。 ※下請代金の額が4,000万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合は、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
⑩	土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事について、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成30年11月30日以降のものに限る。）を受けた者であること。
⑪	平成22年度以降、国又は地方公共団体等が発注した下水道管渠維持補修工事（日本下水道事業団又は（公財）下水道新技術推進機構による技術審査・証明を得ている工法に限る）を元請として施工し、完了した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のもの）があること。
⑫	土木工事業又はとび・土工工事業に係る建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者で以下の要件を満たす者を主任技術者（又は監理技術者）として専任で配置できること。 ※過去に国又は地方公共団体等が発注した下水道管渠維持補修工事（日本下水道事業団又は（公財）下水道新技術推進機構による技術審査・証明を得ている工法に限る）で主任技術者（又は監理技術者）の経験を有する者。 ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者を配置すること。 ※配置予定技術者は、上記のほか以下の要件を満たすこと。 ・直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 ・入札執行日時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

4 入札手続等

(1) 入札参加申込に必要な書類の交付

交 付 場 所	宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからのダウンロード
交 付 書 類	条件付一般競争入札参加申込書（様式第1号）

(2) 入札参加申込の受付

受 付 場 所	〒880-8505 宮崎市橋通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課 TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
受 付 期 間	告示の日から令和2年5月22日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除き、8時30分から17時15分まで)
提 出 方 法	持参又は郵送（郵便書留に限る。）とする。 郵送の場合、令和2年5月22日 17時15分までに必着。
提 出 書 類	(1)の交付書類の欄に掲げる書類

(3) 設計書等の配布方法

宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからのダウンロード

(4) 設計図書等に関する質疑について

受 付 期 間	入札参加申込みを受け付けた日から令和2年5月26日正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
質 疑 書 の 提 出 先	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局 下水道部 下水道整備課 TEL 0985 - 26 - 7657 FAX 0985 - 24 - 1047
質 疑 に 関 す る 答 回	令和2年5月29日までに行うものとし、質疑事項及び回答を宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムに掲載するほか、総務部契約課内に掲示する。

(5) 現場説明会

実施しない。

5 入札の日程等

(1) 入札日程【電子入札】

	期間・期日等	場所・留意事項等
入 札 書 受 付 期 間	令和2年6月2日 午前7時から 令和2年6月3日 午前11時10分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。
開 札 日 時	令和2年6月3日 午前11時20分	宮崎市役所 本庁舎 5階 契約課 第1入札室

(2) その他

入札の無効	宮崎市財務規則（平成元年規則第1号。以下「規則」という。）第125条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
入札保証金	規則第122条第2項第2号の規定により、免除とする。

6 落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第127条に規定する予定価格の制限の範囲内で、規則第128条に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、後日、審査において落札候補者に競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。この場合において、落札候補者は、入札後、期限までに下記に示す書類を提出するものとする。 同日に入札を執行する次の案件については、重複して落札候補者又は落札者となることができない。一の案件について落札候補者又は落札者となった者が、その後開札される他の案件について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。 開札は原則として開札順位に従って執行し、順次落札候補者又は落札者を決定する。なお、再度の入札を行う場合は、当該案件の開札順位を、順次最下位に繰り下げるものとする。 開札順位1 合流地区管渠改築工事（2-1工区） ※本案件 開札順位2 合流地区管渠改築工事（2-2工区）
提出書類	①対象工事と同種工事の施工実績調書 ②配置予定技術者経歴書 ③経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写し ④その他必要と認める書類
提出期限	令和2年6月8日

7 契約及び支払い

契約保証金	契約保証金の取扱いについては、規則第105条の規定による。		
支払条件	前払金・中間前払金 有	部分払 0回	完成払

8 入札・契約条項を示す場所及び期間

掲示場所	〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 宮崎市 総務部 契約課内（宮崎市役所 本庁舎 5階） TEL 0985 - 21 - 1725 FAX 0985 - 23 - 5517
掲示期間	〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目252番地 宮崎市上下水道局 掲示場（上下水道局 正門横） 問合せ先 管理部 総務課 TEL 0985 - 26 - 7506 FAX 0985 - 24 - 1047
掲示期間	告示の日から落札者が決定する日まで ※ただし、総務部契約課における掲示は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。